

虐待防止のための指針

吉野川育成園権利擁護委員会

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

指定障害者支援施設吉野川育成園（以下事業所という）では、障害者総合支援法や障害者虐待防止法などの法令に従い、利用者の権利擁護・虐待防止に資することを目的とし、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、早期対応のための措置等を定め、すべての職員が、本指針を遵守し、利用者の人権尊重を重視した障害福祉の増進に努める。

2. 虐待の定義

虐待とは利用者に対する次のいずれかに該当する行為を言う。

【1】身体的虐待

暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。

（具体例）殴る蹴るなどの暴力・飲食や行動の強要・罰としての減食や飲食を与えない・自傷や危険な状態の放置・居室や自分で出られない空間への閉じ込め・居室に入れないように閉め出し・水や熱湯をかける・不快な環境設定等

【2】性的虐待

性的な行為やその強要（表面上は合意しているように見えても、本心からの合意かどうかを見極める必要がある）

（具体例）性交・身体に障る・裸にする・わいせつな言葉を言ったり会話をする・わいせつな画像を見せる・更衣やトイレを覗いたり、撮影する等

【3】心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

（具体例）失敗を嘲笑・大声で威圧・精神的苦痛を与える・子供扱いをする・物まねをする・大事にしているものを捨てる等

【4】放棄・放置

食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態が悪化、または改善しようとしてせず、放置しておくこと

（具体例）入浴をさせない・失禁便失禁の処理をしない・水分や食事を与えず放置・暴飲暴食を放置、又は拒食を放置・不衛生なまま放置・怪我や体調不良を治療しない等

【5】経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭、賃金を使ったり勝手に運用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(具体例) 本人の物を勝手に処分する・本人の合意なしに買い物をする・本人の希望するものを正当な理由もなく購入しない等

この他、事業所の作成した冊子「人権侵害とは」の例に類似する事項等も参考に、常に人権侵害について意識し、人権を擁護した支援に留意すること

3. 虐待防止委員会【権利擁護委員会】に関すること

利用者の権利を擁護し、虐待防止・虐待の早期発見、早期対応を図ることを目的に、権利擁護委員会を設置する（身体拘束適正化委員会機能も併せて運用する）。

(1) 委員会（虐待防止担当者）は月一回委員会を開催し、以下のことを協議し実行する。

- ・虐待防止のための指針の改良に関すること
- ・虐待防止のための職員研修に関すること
- ・毎月の権利擁護、虐待防止に関する目標設定に関すること
- ・虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・虐待が発生した場合、その発生原因等の分析を行うこと
- ・分析結果より得られる再発防止策に関すること
- ・虐待の再発防止策を講じた際に、その効果・評価に関すること
- ・虐待防止・早期発見に関する取り組みに関すること（虐待の疑いを感じたとき、或いは報告を受け疑いのある時、早期発見チェックを実施）
- ・グレースシート（出勤当日の自己の支援を振り返り提出する）を基に、適切な支援が行えているか検証し、適切な支援方法に関すること
- ・グレースシートのチェック項目の内容に関すること
- ・虐待管理責任者による体制整備に関すること（体制チェックシートを用いて定期的に確認と項目見直し更新を行う）

(2) 虐待防止責任者は施設長、虐待防止担当者は各サービス管理責任者、看護師、管理栄養士で構成する。

(3) 委員会会議録は全職員（パートを含む）に周知する。

(4) 虐待防止研修に未参加の職員（パートを含む）に伝達研修を行い研修内容を共有する。

4. 成年後見人制度の利用に関すること

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、権利擁護が図られるよう適切な窓口を案内する等の支援を行う。

5. 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という）発生時の対応に関する基本方針と体制に関すること

虐待等が発生した場合には、事実確認を行い速やかに市町村に通報するとともに、その要因を取り除くよう努める。客観的な事実確認の結果、虐待があったと判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正な対処を行う。また、緊急性が高く刑法に抵触の可能性がある事案の場合には、警察への確認を行い、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

- (1) 虐待等を発見した場合、速やかに虐待防止担当者、若しくは虐待防止責任者、更には虐待防止センター、及び出身市町村担当窓口に通報する。
- (2) 担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人には事実確認を行う。また必要に応じ、関係者から事情を確認したうえで、未通報の場合は通報する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に改善を求め、保護者及びともに会（保護者会）会長に報告する。
- (4) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、権利擁護委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知及び行政機関・保護者・ともに会に報告する。
- (5) 虐待及びその行為は不適切支援により規定等に違反すると判断される場合は、就業規則等に則り、必要な措置を講ずる。

6. 苦情解決に係る虐待等に関する事項

苦情相談窓口等にて虐待等に係る事案が発覚した場合、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。寄せられた内容には誠意をもって対応するとともに、本指針に則り適切な対応を行う。虐待案件として該当しなかった場合においても、苦情解決第三者委員会に不適切支援、或いは虐待が疑われる支援として報告し、透明性及び適正性の確保を図り、解決に向けて話し合う。

7. その他虐待防止の推進のための主な取り組み

【毎日の主な取り組み】

- 支援の振り返りのグレースシート提出
- 心理的安全性を高めるための毎朝の虐待防止に関する注意喚起と意識統一
- 不適切な支援を話し合える風通しの良い環境作り
- OJTにより不適切につながる支援や言動に対し指導し、経過や職員本人の精神面の観察、指導内容を育成シートに記入する

【定期的及び随時の主な取り組み】

- 虐待防止に関する職員研修（内部研修・外部研修）
- 月一回の権利擁護委員会による支援の振り返り（グレースシート）の検証
- 防犯カメラにて適切な支援の確認
- サービス評価委員会による「人権擁護自己振り返りシート」及び、「利用者・保護者満足度アンケート」実施
- 自治会主催による利用者向け虐待防止研修
- 管理者による定期的な体制整備のチェックと見直し
- 労働安全衛生法に定められているストレスチェックを行うことにより、ストレスの因子を自己認識し、虐待防止に関する自己コントロールや早期対策を行う
- 職員衛生委員会の実施する健康増進アンケートや、ストレス軽減の取り組み等を参考に自己コントロールを行う
- 事業所の実施する虐待に関するアンケート結果を基に、改善点への取り組みを行う

【発生時及び疑いのある時】

- 早期発見チェックリストによる早期対策と項目の見直し

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

当該方針について誰でも閲覧できるように事業所内に掲示するとともに、ホームページにおいていつでも閲覧可能な状態とする。